

議員発案第2号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり議会会議規則第14条第1項の規定により提出
します。

令和3年（2021年）6月22日

提出者	柏崎市議会議員	持田繁義	⑩
賛成者	同	飯塚寿之	⑩
同	同	笠原晴彦	⑩
同	同	樋口良子	⑩

柏崎市議会議長 真貝維義 様

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）

加齢性難聴は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活を不便にし、生活の質を落とす大きな原因となる。最近では、鬱や認知症の危険因子になることも指摘されている。コミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが、脳の機能低下につながり、鬱や認知症になるのではないかと考えられている。高齢になっても日常生活を快適に過ごすことができるように補完するのが補聴器の役割である。

日本の難聴者率は約4割とされ、欧米諸国と大差はないようであるが、補聴器の使用率では欧米諸国と比べて低いのが実態である。一般社団法人日本補聴器工業会の調査によれば、イギリスは47.6%に対し、日本は14.4%とされている。

柏崎市の65歳以上の高齢者は約27,700人（令和3年4月末日時点）であり、約11,000人が加齢性難聴者と推計される。補聴器の価格は、片耳当たり、安いものでも5万円、高いものでは40万円近くにもなり、しかも保険適用がされていないため、全額個人負担となっている。

身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により負担が軽減されている。また、中度難聴の場合は、購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者は僅かであり、ほとんどの方々は自費で購入している。

欧米では、補聴器購入に対して公的補助がある。日本でも高齢者の補聴器の購入に対して補助を行う自治体はあるものの、一部にとどまっている。

補聴器の普及は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えられる。

よって、国に対して、加齢性難聴者の補聴器購入に当たり、公的補助制度を創設するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）6月 日

柏崎市議会

理由

加齢性難聴者の補聴器購入に対し、公的補助制度を求め、補聴器の普及を促進するため